

青森県報

第千百十四号

令和八年
九月七日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………
(健康医療福祉政策課) …… 一
- 生活保護法による医療機関の指定……………
(同) …… 一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………
(同) …… 二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………
(同) …… 二
- 漁船保険付保義務の発生……………
(水産振興課) …… 二
- 液化石油ガス販売事業者の認定……………
(消防保安課) …… 三
- 令和八年七月十日定例告示中……………
(高齢福祉保険課) …… 三

告 示

青森県告示第四百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年九月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	廃 止 日
サカエ薬局西北	五所川原市字川端町一一の八	令和 七・三・五
サカエ薬局板柳	北津軽郡板柳町大字福野田字実田四五の三	七・三・三
高谷歯科	東津軽郡平内町大字小湊字後迫三七の七	七・三・二
広瀬矯正歯科クリニック	弘前市大字代官町四一甘栄堂ビル三F	八・一・二五
副島胃腸科内科	弘前市大字稔町八の一	八・一・三
おおた眼科	F弘前市大字駅前町一三の一扶岳ビル二	〃
サワカミ薬局相坂店	十和田市大字相坂字小林八三の八	〃
おいらせ調剤薬局	上北郡おいらせ町上明堂九	〃
イオン薬局七戸十和田駅前店	上北郡七戸町字荒熊内六七の九九〇	八・二・一

青森県告示第四百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和八年九月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指 定 日 月 年
医療法人副島胃腸科内科	弘前市大字稔町八の一	令和 八・三・一
おおた眼科	F 弘前市大字駅前町一三の一扶岳ビル二	〃
おいらせ調剤薬局	上北郡おいらせ町上明堂九	〃

青森県告示第四百七十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年九月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	廃 止 日 月 年
サカエ薬局西北	五所川原市字川端町一一の八	令和 七・三・五
サカエ薬局板柳	北津軽郡板柳町大字福野田字実田四五の三	七・三・三
サワカミ薬局相坂店	十和田市大字相坂字小林八三の八	八・一・三
おいらせ調剤薬局	上北郡おいらせ町上明堂九	〃
イオン薬局七戸十和田駅前店	上北郡七戸町字荒熊内六七の九九〇	八・二・一

青森県告示第四百七十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和八年九月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指 定 日 月 年
医療法人副島胃腸科内科	弘前市大字稔町八の一	令和 八・三・一
おおた眼科	F 弘前市大字駅前町一三の一扶岳ビル二	〃
おいらせ調剤薬局	上北郡おいらせ町上明堂九	〃

青森県告示第四百七十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和八年九月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加 入 区 の 名 称

東津軽郡平内町大字清水川字和山八八の一三	船橋 博孝	平内
東津軽郡平内町大字土屋字淀川一四の五	田村 義夫	
東津軽郡平内町大字茂浦字向田八の二	蛎崎 武義	

青森県告示第四百七十九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第二項第一号の規定により告示する。

令和八年九月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	認定年月日
ごしよつがる農業協同組合	山本 康樹	五所川原市大字野里字奥野一〇〇	令和八・八・二六

正 誤

高齢福祉保険課

発行年月日	区分	番 号	ページ	段 行	誤	正
令和八・七・二〇 第一〇八九号	告 示	第三九八号	一 下	表中	令和八・七・一	令和八・七・二七

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十四円九十五銭